

## 審議事項(2)資料

温泉法に基づく許可（掘削）について

大 気 水 質 保 全 課

## 山梨県環境保全審議会温泉部会の審議結果

(令和4年7月8日付け大水保第864号諮問事項)

### 1 山梨県環境保全審議会温泉部会の実施日時等

日 時：令和4年7月21日（木） 午後2時

場 所：山梨県やまなし地域づくり交流センター大会議室

### 2 審議事項

温泉法に基づく許可（掘削）について 【日本開発株式会社】

### 3 審議結果

申請のとおり、土地の掘削を許可することが相当である。

議案 温泉法に基づく掘削許可について【富士河口湖町】

申請者	住所	南都留郡富士河口湖町船津1700番地		
	氏名	富士河口湖町長 渡辺 喜久男		
申請内容	目的	富士河口湖町公共施設及び町内の契約施設への給湯		
	利用計画	同上		
	申請地	富士河口湖町小立字京塚904番1		
	地目等	畑		
	掘削深度	1,500m		
	ゆう出路の口径 ※ ()内は深度	(0~100m) 311.2mm (100~500m) 244.5mm (500~1000m) 193.7mm (1000~1500m) 142.9mm		
	工事方法	ロータリー工法(ノンコアボーリング・垂直掘削)		
	着工予定時期	令和5年4月15日	完了予定時期	令和6年3月31日
	その他	掘削地は農地であるが、農地法第5条ただし書きにより、農地転用許可等の申請は不要。		
	近隣の状況等	○周辺源泉の状況等	<ul style="list-style-type: none"> <li>当該地は一般地域</li> <li>※(温泉保護対策に関する審議方針)</li> <li>既存源泉から600m以上離れなければならない。</li> <li>右の見取り図のとおり、距離制限である周辺600m以内に既存源泉はない。</li> <li>※直近の源泉までは約687m</li> </ul>	
○可燃性天然ガスの可能性について		<p>申請書添付の掘削場所の選定理由を記載した資料では、</p> <ol style="list-style-type: none"> <li>①近傍にある源泉掘削時に可燃性天然ガスが確認されていないこと及び</li> <li>②日本のガス油田分布図で炭化水素鉱床の期待できない範囲であることから可燃性天然ガスの発生のおそれはない(可能性は低い)としている。</li> </ol> <p>※なお、可燃性天然ガスと遭遇する可能性を考慮し、500m以深の掘削ではガス噴出防止装置等を設置することとなっている。</p>		
	○排水処理	<ul style="list-style-type: none"> <li>掘削時の排水は循環利用し、全量を産業廃棄物として処分する。</li> <li>施設供用時は下水道放流を予定している。</li> </ul>		

申請地付近の見取り図

